

千葉県告示第103号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を次のとおり更新したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年2月10日

千葉市長 神谷 俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 緑萌会 高橋 ウイメンズクリニック	千葉市中央区新町18-14 千葉新町ビル6階	令和5年9月1日から 令和11年8月31日まで
ゆかわクリニック	千葉市中央区登戸3-6-15	令和5年7月1日から 令和11年6月30日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
薬局くすりの福太郎 椿森店	千葉市中央区椿森4-3-3 エクセル8 101号室	令和5年5月1日から 令和11年4月30日まで